

# 特別養護老人ホームはまなす園

# 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けております。

介護保険事業者番号 0174700138

当施設は、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意戴きたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を未だ受けていない方でも入所は可能です。

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人うらほろ幸寿会
- (2) 法人所在地 北海道十勝郡浦幌町字北町7番地の23
- (3) 電話番号 015-576-5252
- (4) 代表者氏名 理事長 上村 健二
- (5) 設立年月日 平成6年4月6日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類・・・ 介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的・・・ 当施設は、生活の主体者がお客様であることを踏まえて、ご利用者の「より自立的、より健康的、より建設的な生活」を「より明るく、より楽しく、より生き生きと生活」して戴くために、介護保険法に基づくサービスを提供します。
- (3) 施設の名称・・・ 特別養護老人ホームはまなす園
- (4) 施設の所在地・・・ 北海道十勝郡浦幌町字北町7番地の23
- (5) 電話番号・・・ 015-576-5252
- (6) 施設長(管理者)氏名・ 大山 真秀
- (7) 当施設の運営方針・ 常に利用者の視点に立ち、利用者が最も望まれるサービスを真心を持って提供します。
- (8) 開設年月・・・ 平成7年4月1日
- (9) 入所定員・・・ 50名

## 3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は下記のとおりですが、

他の種類の居室への入居を希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室	16室	従来型個室
2人部屋	1室	多床室
4人部屋	8室	多床室
食堂	1室	
浴室	1室	一般浴槽・特殊浴槽
静養室	1室2床	
医務室	1室	
機能訓練室	1室	
娯楽室	1室	

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議の上決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】 職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職種	人数	職種	人数
施設長(管理者)	(兼務) 1名	調理職員	5名
介護職員	21名	医師	1名
生活相談員	1名		
看護職員	4名	機能訓練指導員	(兼務) 1名
管理栄養士	1名	介護支援専門員	(兼務) 2名

#### 【配置職員の職種】

介護職員＝介護サービス計画に沿って、日常生活上の下記の介護、並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

(着替え・排泄・食事等の介助、おむつ交換、体位交換、シーツ交換、敷地内の移動付き添い等)

★利用者3名に対して1名の介護職員を配置しております。

生活相談員＝ご契約者の日常生活上の相談に応じると共に、適宜生活支援を行います。

★常時1名の生活相談員を配置しております。

看護職員＝主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

★常時2名の看護職員を配置しております。

機能訓練指導員＝ご契約者の機能訓練を看護師が兼務して行います。

介護支援専門員＝ご契約者に係る施設サービス計画を、生活相談員が兼務して作成します。

医師＝ご契約者に対して、健康管理及び栄養上の指導を行います。

#### 【主な職種の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
医師	毎週水曜日 14:00～15:00
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	早朝 6:30～15:00 4名
	日中 9:00～17:30 7名
	準夜勤 16:30～ 1:00 2名
深夜勤 1:00～ 9:30 2名	
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員
	日中 9:00～17:30 2名

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2)利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 |
|---|

があります。

### (1)当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

#### 《サービスの概要》

①居室の提供

②食事

○ 当施設では、管理栄養士が立てる献立表により身体や嗜好を考慮した食事を提供しますが、加えて、入所者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じご契約者に説明と同意の上で、多職種と連携して栄養ケアマネジメントを行います。

○ ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を取っていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食	7:30 ~ 8:00
昼食	12:00 ~ 12:30
夕食	17:30 ~ 18:00

上記のうち、お好きな時間を選択できます。

③入浴

- 入浴または清拭を週2回行います。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- 医師や看護職員が健康管理を行うと共に、年2回健康診断を実施します。

⑦その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、出来る限り離床を配慮します。
- 生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

《サービス利用料金(1日あたり)》(契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から、介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

多床室の場合(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。) 単位:円

ご契約者の要介護度とサービス利用料金 ①	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
うち介護保険から給付される金額 ②	5,301	5,931	6,588	7,218	7,839
サービス利用に係る自己負担額 (①-②) ③	589	659	732	802	871
居室に係る自己負担額 ④	915				
食事に係る自己負担額 ⑤	1,445				
栄養マネジメント強化加算 ⑥	11				
日常生活継続支援加算 (I) ⑦	36				
介護職員等処遇改善加算 I ⑧=(③+⑥+⑦)×140/1000※1	(概算) 89	(概算) 99	(概算) 109	(概算) 119	(概算) 129
自己負担額合計⑨ ⑩=③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨	(概算) 3,085	(概算) 3,165	(概算) 3,248	(概算) 3,328	(概算) 3,407

- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。
- 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

★その他の介護サービス加算(契約書第19条、第22条、重要事項説明書5(1))

種 類	初期加算	入院外泊加算	経口移行加算	療養食加算
サービス利用料金	300円	2,460円	280円	180円
介護給付額	270円	2,214円	252円	162円
自己負担額	30円	246円	28円	18円

種 類	口腔衛生管理体制加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅・入所相互利用加算	在宅復帰支援機能加算
サービス利用料金	300円	1,200円	400円	100円
介護給付額	270円	1,080円	360円	90円
自己負担額	30円	120円	40円	10円

種 類	経口維持加算Ⅰ	経口維持加算Ⅱ	認知症行動・心理認知緊急対応加算	口腔衛生管理加算(月)
サービス利用料金	4,000円	1,000円	2,000円	300円
介護給付額	3,600円	900円	1,800円	270円
自己負担額	400円	100円	200円	30円

※なお、その他の介護サービス加算については該当した場合のみ料金が発生致します。  
また、その他の介護サービス加算が発生した場合は上記の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)額に変動がございますのでご理解願います。

◇当施設の居住費・食費の負担額(ショートステイを含む)

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費(滞在費)・食費の負担が軽減されます。

〔単位万円〕 (月額概数)

対 象 者		利用者 負担区分	居 住 費		食 費
			多床室	従来型個室	
生活保護等受給者		第1段階	0	1.2	1.0
高齢福祉年金受給者 1千万円以下(夫婦で 2千万円以下)					
市町村民税世帯 全員が非課税	その他の合計所得金額と年 金収入額の合計が80万円 以下の方	第2段階	1.3	1.5	1.2
	その他の合計所得金額と年 金収入額の合計が80万円 超120万円以下の方	第3段階 (1)	1.3	2.7	2.0
	その他の合計所得金額と年 金収入額の合計が120万 円を超える方	第3段階 (2)	1.3	2.7	4.1
	上記以外の方	第4段階	2.8	3.7	4.4

★ 実際の負担額は日額で設定されます。

なお、上記の金額は高額介護サービス費及び低所得者負担軽減措置が適用された時の差引自己負担額です。

## (2)(1)以外のサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### 《 サービスの概要と利用料金 》

#### ①特別な食事(酒を含みます。)

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

#### ②理髪・美容

##### 【理髪サービス】

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(調髪、顔そり、洗髪)をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

##### 【美容サービス】

理容院または美容院で美容サービス(調髪、パーマ、洗髪)を受けることができます。

利用料金：要した費用の実費

#### ③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は次の

とおり。

- 管理する金銭の形態：利用者が指定する浦幌町内の金融機関に預入れている預金
- お預りするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書、健康保険証等
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下のとおりです。
  - ▽ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの伝票を保管管理者へ提出していただきます。
  - ▽ 保管管理者は上記伝票の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
  - ▽ 保管管理者は入出金の都度出入金を記録保管し、3ヶ月ごとに元帳の写しをご契約者に送付します。
  - ▽ 利用料金：取扱手数料として、月額1,800円(15日未満は半額)をいただきます。

#### ④レクリエーション

入居者の交流と生活に季節感を味わって戴くため、施設が実施する諸行事に参加して戴くことができます。

利用料金：要した費用の実費を戴く場合があります。

#### ⑤複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

#### ⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金(歯ブラシ、化粧品、タオル、ティッシュペーパー、入歯洗浄剤、石鹸等)、嗜好品の購入、インフルエンザ予防接種費用等のご契約者に負担して戴きます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑦家族に代わり入院中の洗濯代行(町内のみ) 1回 500円

⑧家族に代わり入院中の物品等買い物代行(町内のみ) 1回 500円

#### ⑨契約書第20条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金(1日あたり) 単位：円

ご契約者の要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
料 金		5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
居住費	多床室	915				
	従来型個室	1,231				
食 費		1,445				

- ★ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額について変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

### (3) 利用料金のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算しご請求しますので、翌月10日以内にお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

お支払い方法は、窓口での現金支払、指定口座への振込、金融機関口座からの自動引落の中からご契約の際に選択できます。

### (4) 入所中の医療の提供並びに事故発生時と緊急時の対応について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により下記の医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

#### ① 協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科名
浦幌町立診療所	浦幌町字幸町	内科、整形外科
高木皮膚科診療所	帯広市西3条南4丁目	皮膚科
桜町歯科診療所	浦幌町字桜町	歯科、小児歯科、歯科口腔外科

#### ② 緊急連絡先

体調の変化等緊急の場合は、医師に連絡するなど必要な措置を講ずるほか、下記のご家族に速やかにご連絡します。

氏名		氏名	
住所		住所	
電話番号		電話番号	
続柄		続柄	

## 6. 施設を退所して戴く場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了しご契約者に退所して戴くこととなります。(契約書第14条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は適用されません。)
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又は止むを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取消された場合、または指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

**(1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)** (契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から又は当施設から退所を申し出ることが出来ません。その場合には退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所する事ができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者若しくはサービス従事者が、正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者若しくはサービス従事者が、守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者若しくはサービス従事者が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

**(2) 事業者からの申し出により退所して戴く場合(契約解除)** (契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所して戴くことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約によるサービス利用料金の支払いが6ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が、連続して3ヵ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、

若しくは入院した場合

⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所、若しくは介護療養型医療施設に入院した場合  
\*契約者が病院等に入院された場合の対応について\* (契約書第19条参照)

当施設に入所中に、医療機関へ入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても所定の利用料金をご負担いただきます。

②上記期間を越える入院の場合

上記短期入院の期間を越える入院については、3ヵ月以内に退院された場合には退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③3ヵ月以内の退院が見込まれない場合

3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には当施設に再び優先的に入所することはできません。

〈入院期間中の利用料金〉

上記入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することにご同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3)円滑な退所のための援助(契約書第18条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

◇適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設等の紹介

◇居宅介護支援事業者の紹介

◇その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

※ ご契約者が退所後在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる所定の費用(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

7. 残置物引取人(契約書21条参照)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人に残置物を引取っていただきます。引渡しにかかる費

用についてはご契約者又は残置物引取人(身元引受人)にご負担戴きます。

## 8. サービスの提供における事業者の義務(契約書第7条、第8条参照)

当施設は、ご契約者に対しサービスを提供するに当って、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上ご契約者から聴取確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービス記録を2年間保管すると共に、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急止むを得ない場合には、記録するなど適正な手続きを行った上で身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当って知り得たご契約者又はご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。  
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にてご契約者の同意を得ます。

## 9. 施設利用に当っての留意事項

当施設の利用に当って、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 面会

面会時間 9:00 ~ 20:00

- ※ 来園者は必ず所定の面会簿に記帳してから面会して下さい。
- ※ 感染症の発生並びに拡大を防止するため、施設に出入りする時はその都度手指等の消毒をして下さい。
- ※ 食事を持参して居室に残置する場合は、食品衛生管理上の事故を防止するため必ず職員にお申し付け下さい。

### (2) 外出・外泊(契約書第22条参照)

外出・外泊される時は事前にお申し付け下さい。なお、外出者は外出簿に、外泊者は外泊簿に必ず記載し、施設職員の下承を得てください。

また、外泊については1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

### (3) 食事

食事が不要な場合は、前日までお申し出下さい。前日までにお申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

### (4) 施設・設備の使用上の注意(契約書第9条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにも拘らず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状を復して戴くか、または相当の対価をお支払戴く場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立入り必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (5) 喫煙

施設内の喫煙は、喫煙スペースで行って戴きます。

### (6) 所持品の持込み

所持品の持込みは種類や大きさに制限がありますので、事前に職員にお申し出下さい。

## 10. 損害賠償について(契約書第11条、第12条参照)

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様します。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を参酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 11. 苦情の受付について(契約書24条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者 事務長 菊地 留美子

なお、必要に応じ下記の第三者委員に直接ご相談することもできます。

第三者委員 金澤茂樹 電話番号 015-576-3678

安田勝是 電話番号 015-576-2673

※受付時間 (平日) 9:00 ~ 17:30

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

浦幌町保健福祉センター 電話番号 015-576-5111

北海道国民健康保険団体連合会 電話番号 011-231-5161

—札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内—